

猟銃等講習会（初心者講習・経験者講習）開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

記

1 初心者講習会の開催日時・場所

開催日時	開催場所
(1) 令和4年5月15日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館5階 第7会議室
(2) 令和4年7月31日（日） 午前9時から午後4時30分まで	大仙市神宮寺字下川原前開100番地 大仙市神岡農村環境改善センター 多目的ホール
(3) 令和4年8月21日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館4階 第6会議室
(4) 令和4年9月11日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館4階 第6会議室
(5) 令和5年3月12日（日） 午前9時から午後4時30分まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター 第1研修室

2 経験者講習会の開催日時・場所

開催日時	開催場所
(1) 令和4年6月5日（日） 午前9時から正午まで	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館4階 第4会議室
(2) 令和4年7月3日（日） 午前9時から正午まで	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 大仙市大曲交流センター 第1研修室
(3) 令和4年10月16日（日） 午前9時から正午まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター 第2研修室

※ 上記以外の経験者講習会の開催予定は、各警察署から個別に通知されます。

3 受講対象者

- (1) 初心者講習会の受講対象者
初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする方
- (2) 経験者講習会の受講対象者
猟銃又は空気銃の所持許可を受けている方で、猟銃又は空気銃の許可の更新若しくは追加の所持許可を受けようとする方

4 受講定員

- (1) 初心者講習会
30人
- (2) 経験者講習会
20人

5 受講申込み

- (1) 受付場所（初心者講習会及び経験者講習会）
受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署
- (2) 受付期間（初心者講習会及び経験者講習会）
令和4年4月15日（金）から上記開催日10日前までの平日午前8時30分から午後5時まで
- (3) 必要書類（初心者講習会及び経験者講習会）
 - ア 受講申込書 1通
受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ（メニュー→申請・手続→銃砲・火薬類関係→銃砲・火薬類関係申請・届出様式）からダウンロードもできます。
 - イ 写真 1枚
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの。
- (4) 講習手数料
 - ア 初心者講習会
6,900円
 - イ 経験者講習会
3,000円

※ 講習手数料は、初心者講習会、経験者講習会のいずれも県証紙により受講申込時に納付してください。

6 その他

講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3054）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。